

訪問介護ステーションこころ運営規程
(介護予防・日常生活総合第1号事業所)

(事業の目的)

第1条 株式会社アクシリオが開設する訪問介護ステーションこころ介護予防・日常生活総合第1号事業所（以下「訪問介護ステーションこころ」という。）が行う介護予防・日常生活総合第1号事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーションこころ
- (2) 所在地 静岡市葵区安東1丁目8番7号 マナーハウスアンドー101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者兼サービス提供責任者 介護福祉士 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護相当サービスの提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 常勤1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護相当サービスの利用の申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3名以上（常勤換算2.5名以上）
訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日
但し、祝日、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第6条 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、静岡市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

- (1) 身体介助・生活援助
- (2) 生活援助のみ

2 第8条の通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う訪問介護相当サービスに要する交通費は、通常の事業実施地域を越えたその実費を徴収することができる。ただし、自動車を利用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点からその路程1kmにつき20円を実費として徴収することができる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市(但し、旧中藁科村、旧大河内村、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧清沢村、旧大川村、旧興津村、旧小島村、旧両河内村、旧庵原村、旧由比町、旧蒲原町の地域を除く)の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アクシリオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。